

日本による植民地統治の手段としての「同化」教育

山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

台湾の文化史研究を進める陳培豊が『『同化』の同床異夢』という言葉で表現したように、植民地教育における「同化」には、立場（統治者／被統治者）・民族（日本人／漢民族／先住民）・時代（1895～1910／1910年代～20年代／1930年代～1945）によって多様な意味、あるいは多様な意図が込められていた。その基層にあったのはふたつの方向性、すなわち「民族への同化」および「文明への同化」であった。

ここでいう「民族」とはいわゆる「日本民族」への「同化」であり、「民族への同化」は総じて、統治者である日本人が志向した「同化」の方向性である。台湾統治下における教育は、「国語（日本語）教育」の実施を軸として、日本による台湾統治がはじまった1890年代から徐々に広まっていった、いわゆる「君民同祖」、「一視同仁」、さらには国語を日本人の「精神的血液」（上田万年）と捉えるイデオロギーを宣揚しながら、「民族への同化」を志向しながら進められていった。

それに対し、「文明への同化」は後藤新平による植民地政策の方向性にも象徴されるように、日本内地の経済活動を支え、利益を還元するための植民地としての役割をまっとうするのに必要な範囲での「近代化」（植民地的近代化）を進めるために、統治者側によって意識された方向性である。また同時に、被統治者となった台湾の人々による植民地統治に対する「抵抗」のなかで志向された方向性であった。それは、陳培豊が以下のように指摘するとおり、台湾の人々が「国語教育」を含めた日本による植民地政策をおおむね引き受けたことは、「近代化」＝「文明化」を受け容れ、「受容による抵抗」を展開するためであった。⁽¹⁾

台湾における差別統治の根拠を本島人の民度、文明の停滞、遅れとする統治者にとって、少なくとも理論上は、本島人の民度、文明の進歩は植民地差別統治の緩和、撤廃へと収束することになる（…）台湾人による植民地統治への抵抗は、必ずしも「同化」教育を拒否するものではなかった。むしろ「同化」教育の積極的受容が近代文明化の進展＝差別統治撤廃＝植民地体制への抵抗となる流れは必然であった。

呉叡人が指摘するように、日本による植民地統治が「同化」と「差別」をともに内包する「差別的包摂」をおこなうことで、被統治者たちは1945年の日本による植民地統治の終焉に至るまで「制度的な閾（Institutional liminality）」の状態に置かれつづけたことによって、結果として「同化」教育の積極的需要が差別統治撤廃へとつながることはなかった。しかし、台湾の人々による「受容による抵抗」は、日本による植民地統治において「首尾一貫しておこなわれていた」とされる「同化のための日本語教育」や、「同化主義」という語に含まれる「同化」に、以下のように概括される両義性が存在していたことを、まさに示している。⁽³⁾

いわゆる「同化」は、内実面において“文明への同化”、“民族への同化”を包含して両義性を持たされ、また時代や政策担当者の交替によって恣意的に平等化、同一化、また差別の正当化の役割や意味が賦与され、その内実や均衡は変動し決して一様ではなかった。つまり「同化」はその両義性に従って支配する側にとっても受容する側にとっても方便化し、かつ流動性を帯びていたのである。

したがって、植民地統治下における「国語教育」は、こうした「両義性」を帯びた「同化」を象徴するものとして、かつ、植民地社会のなかでの「差別的包摂」のありようを象徴的に示すものとして位置づけられることとなった。1922年2月に公布された「第二次台湾教育令」において、第2条「国語ヲ常用スル者ノ初等普通教育ハ小学校令ニ依ル」、および第3条「国語ヲ常用セサル者ニ初等普通教育ヲ為ス学校ハ公学校トス」と規定したことにより、それまでの初等教育における「民族別学」の原則を「国語」の「常用」へと変更したことは、植民地統治における「国語教育」の強化、および植民地社会における「国語」の社会的位置づけのさらなる向上を促したと見ることができる。⁽⁴⁾ 1922年2月に公布された「第二次朝鮮教育令」においても、台湾教育令と同様に、「国語ヲ常用スル者」／「国語ヲ常用セサル者」という表現のもとに、別学の基準を「国語」の「常用」如何によるものと定めたことは、日本による植民地教育全体の基軸が「国語教育」に置かれたことを示しており、それはそのまま、日本の植民地統治における「差別的包摂」のもと、被統治者が周縁的な立場に置かれつづけることを示唆するものでもあったといえるだろう。

1931年の満州事変と翌年の「満州国」成立に象徴的に示されるように、1930年代以降、日本は徐々に戦時体制下の社会へと変容を遂げていく。植民地統治もそうした変容と連動し、いわゆる「皇民化政策」という言葉に象徴される「民族への同化」の強化、そのあらわれのひとつとしての「国語教育」の深化が進められていくこととなった。

[註]

- (1) 陳培豊『『同化』の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、新装版、三元社、2010年、297～298頁。
- (2) 呉叡人著、梅森直之・山本和行訳『フォルモサ・イデオロギー—台湾ナショナリズムの勃興1895-1945—』、みすず書房、2023年、143～144頁。
- (3) 陳培豊前掲書、299頁。
- (4) 「台湾教育令」については、春山明哲・松田康博・松金公正・川上桃子編『台湾の歴史大全—基礎から研究へのレファレンス—』、藤原書店、2025年、144～145頁、参照。